

長野県農村における起業化について —農業・工業・商業の連携による—

The Examination of the Industrialization of the Villages in Nagano Prefecture : From the Viewpoint of Agriculture, Industry, and Commerce

横山 憲長 Norinaga YOKOYAMA

はじめに

農林水産省と経済産業省とが連携して、2007年農商工等連携法が、続いて2010年6次産業化法が制定された¹。これは省庁の垣根を越えた複合的施策の必要性に迫られた結果であるが、その背景としては、農協主導の地域農業のあり方や既存の複雑な流通構造に限界が見られるようになってきたことがあげられる。すなわち農協が農産物流通部門に介入することによって農業者は市場ニーズや顧客ニーズから遠ざかってしまい、販売価格やブランドまでもコントロールすることができなくなっていたのである²。

この農商工連携・6次産業化論の理論的ベースになっているのは、マイケル・E・ポーターのクラスター概念である。

クラスターとは、特定分野における関連企業、専門性の高い供給業者、サービス提供者、関連業界に属する企業、関連機関（大学、規格団体、業界団体など）が地理的に集中し、競争しつつ同時に協力している状態を言う。

クラスターとは、互いに結びついた企業と機関からなるシステムであり、その全体としての価値が各部分の総和よりも大きくなるようなものと定義できるかもしれない³。

FTA（自由貿易協定）、EPA（経済連携協定）、TPP（環太平洋経済連携協定）による経済のグローバル化が進行する中で、地域経済の活性化を図るためには、地域の主要産業である農林水産業の活性化が必要不可欠である。それに向けては、農林漁業者と商工業者が連携し、相互のノウハウや技術を活用した新商品、新サービスの開発や販路開拓等の取組を推進し、市場競争力のある「地域ブランド」を創出すること、「差別化」が、競争優位に立って有効であると考えられた⁴。

このように、クラスター論、農商工連携論においては、地域ブランド化、差別化による競争優位を志向するものであり、そのことによって、経営のベースとなっている生産費・コスト概念が背景に追いやられてしまっている。いかなる製品にあっても、競争があるとすれば、揺籃期→発展期→成熟期（→衰退期）というサイクルを経過せざるを得ないが⁵、とりわけ揺籃期・創業期において行政の補助金を得た場合、コスト概念が希薄になりがちである。

本稿は、農商工連携・6次産業化を推進しつつある、須坂市のワイナリーK社と中野市の無臭にんにく生産販売O社を取り上げ⁶、それら中核となる農業部門の操業期間の違いが、どのような農業生産形態、生産費の違いとして表現されているか、検証しようとするものである。

I 若干の統計的考察

本稿で考察対象とするワイナリーに關係するワインおよび加工用ぶどうに関して以下、見ていく。

2006年度「果実酒」課税数量では①山梨県2万8000キロ[㍉]、②神奈川県2万549キロ[㍉]、③略、④北海道3530キロ[㍉]、⑤長野県3022キロ[㍉]となっている⁷が、一方、道府県別のぶどうの生産量を調べると、①北海道2201ト[㍉]、②長野県1056ト[㍉]、③④略、⑤山梨県308ト[㍉]である。通常1・0~1・2キロ[㍉]のぶどうから1本のワイン（750ミリ[㍉]入）がつけられるので、道府県別出荷量（本数）から推して、国産ぶどう使用率は、山梨県0・82%、北海道46・76%となる。ここから、輸入濃縮果汁や輸入バルクワインからつくられる「国産」ワインが非常に多いと推測される⁸。この点を認識しておくことは、6次産業化、地域経済活性化の観点から重要である。

長野県産ぶどうの生産出荷実績のうち、「加工専用種」をみると、2006年（平成18）977ト[㍉]（100・0）から次第に増えて10年には1186ト[㍉]（121・3）になっている⁹。

表1 長野県内工場出荷果実酒

単位：kl

年	2006	2007	2008	2009	2010	2011
数量	3,022	3,089	3,077	3,071	3,336	3,620

注) 関東信越国税局の公表による年別課税状況
出所) 県ものづくり課資料による。

表2 ぶどう栽培の1戸当たり平均農業所得

単位：千円、時間

年	農業粗収益	農業経営費	農業所得	労働時間
(平7)1995	6,963	2,930	4,033	3,918
1996	6,594	3,036	3,558	3,696
1997	6,930	3,066	3,864	3,981
1998	6,752	3,190	3,562	3,988
1999	6,783	3,145	3,639	3,788
2000	6,347	3,167	3,180	3,753
2001	5,956	3,304	2,653	3,703
2002	6,071	3,216	2,855	3,849
2003	6,210	3,261	2,949	3,934

注) 「労働時間」は雇用を含む総労働時間。

出所) 農水省『農業経営統計調査 野菜・果樹品目別統計』による。

表3 農業に従事した世帯員のうち65歳以上の者の占める割合(男子)

単位：%

	年	1980	1985	1990 総農家	1995 総農家	2000		2005 販売農家	2010 販売農家
						総農家	販売農家		
65歳以上の割合	須坂市	17.5	20.3	29.4	29.9	25.4	34.0	38.4	41.1
	仁礼地区	22.3	19.6	23.7	27.6	25.4	34.3	41.0	45.9
	中野市	16.9	18.9	22.0	28.4	23.8	31.0	36.1	39.6
	長丘地区	17.5	18.6	23.4	29.1	23.1	31.3	35.8	38.0
150日以上従事した者の割合	須坂市	15.7	25.3	39.1	51.2	-	57.6	60.7	61.5
	仁礼地区	25.2	31.3	50.0	67.5	-	69.2	71.7	74.4
	中野市	18.0	20.0	12.8	35.1	-	42.1	48.7	52.5
	長丘地区	18.8	23.5	14.7	41.9	-	46.7	51.1	52.7

出所) 農水省統計情報部編『世界農林業センサス』・『農業センサス』(各年)による。

それをうけて、つぎに果実酒県内醸造量(表1)については、2006年3022キロ_{リットル}、2011年3620キロ_{リットル}と増大している。とりわけ前年10年の3336キロ_{リットル}からの増加が目立つ¹⁰。加工用ぶどうにしてもワイン醸造量にしても増加傾向にあり、消費の増大はワイナリーにとって展望が堅実であるといえよう。

さて、ぶどう生産農家にとって最大の関心事である、ぶどう栽培の1戸当たり平均農業所得(表2)をみると、農業粗収益は次第に減っているところへ、農業経営費が下がらないため農業所得が減っている。それをカバーするために労働時間を100時間ほど高めて労働集約化(労働強化)している¹¹。収入・所得減少をオーバーワークで補填する方法はし

ばしば不況時にみられる現象であるが、高齢化が進む中で臨機応変に耐えうるかが課題である。

また、生食用ぶどう(巨峰)と醸造ぶどうの所得を比較してみると、前者の10_{ヘクタール}当たり農業所得は19万7697円、1時間当たり農業所得は636円であるのに対して、後者はそれぞれ、13万902円、1122円である¹²。前者がより労働集約的であることは明瞭であるが、高齢者がその集約作業を継続できるか、後者の軽作業に移行(切り替え)しないかが論点といえよう。

つぎに、K社とO社の関連する須坂市(仁礼地区)と中野市(長丘地区)について、農業就業構造を農業センサス値から比較検討してみよう。

表 4 経営耕地総面積に占める貸付耕地と耕作放棄地の各割合

単位：%

年	1985		1990		1995		2000		2005		2010	
	貸付地割合	耕作放棄地割合	貸付地割合	耕作放棄地割合	貸付地割合	耕作放棄地割合	貸付地割合	耕作放棄地割合	貸付地割合	耕作放棄地割合	貸付地割合	耕作放棄地割合
須坂市	4.4	5.3	5.9	4.4	6.4	5.0	8.4	6.1	9.7	6.8	11.8	8.5
仁礼地区	5.8	5.4	7.0	5.6	6.5	5.3	8.6	5.7	8.3	5.8	8.5	5.4
中野市	4.4	5.7	6.7	5.8	9.0	7.8	10.9	9.0	11.4	8.4	12.0	8.3
長丘地区	3.0	3.9	4.5	3.9	8.1	7.6	8.2	6.9	11.0	8.0	12.1	9.0
須坂市	2.2	3.2	7.3	5.5	8.2	5.9	12.3	8.9	13.4	7.8	14.2	7.6
仁礼地区	8.5	12.5	34.2	27.3	31.5	21.3	42.8	31.9	51.7	26.6	57.3	28.3
中野市	2.0	3.0	5.6	5.2	9.4	8.6	11.6	9.6	14.1	9.9	14.5	8.7
長丘地区	3.4	3.2	4.9	4.6	17.1	16.4	16.8	14.2	21.0	16.7	18.7	11.9

出所) 農水省統計情報部編『世界農林業センサス』・『農業センサス』(各年)による。

農業に従事した世帯員のうち65歳以上(男子)の占める割合を高齢化率とみなして比較したのが表3である。中野市よりも高齢化の進んでいる須坂市においては仁礼地区が45・9%(2010年)とより高い。かつまた、年間150日以上働く基幹世帯員のうちで、65歳以上層が占める割合も同地区は74・4%を占め、高齢者依存体質がよく表れている¹³。それに対し、中野市は、全国有数の、えのき茸・ぶどう・アスパラガス等の主産地であることもあって、健全な農業経営基盤を維持しており、65歳以上層の割合は50%余にとどまっている。中山間地である仁礼地区には、果樹農業の継続困難者が多く輩出されると予想でき、省力型農業経営あるいは耕作放棄地の発生が見込まれる。

そこで、つぎに、農地の貸付と耕作放棄状況についてみよう。表4によれば、「総農家」と「販売農家」を比べると、より零細な農家を含む前者について、貸付割合と耕作放棄地割合¹⁴がともに高く、農家の高齢化と後継者不足がよく表現されている。

ここで注目されるのは、①須坂市よりも中野市の方が貸付地割合が高く、賃貸借が旺盛であることを物語っていること、②仁礼地区の耕作放棄地は際立って高いこと、③長丘地区の2005年から2010年にかけて耕作放棄地割合が下がっていること、である。

②は上述の高齢化と符合している。③を実面積で見たのが表5である。中野市全体では2010年も依然として増加傾向にあるのに対して、長丘地区では05年までの増加傾向が10年には減少に転じている。この点はO社の農商工連携事業＝耕作放棄地の借り入れと密接にかかわるところであり、強調しておきたい。

表 5 近年の耕作放棄地面積の変動

単位：ha

年	2000	2005	2010
中野市	247	278	318
長丘地区	41	49	41

出所) 前表に同じ。

II 6次産業化とワイナリー

1. ワイナリーの設立

K氏がワインをつくろうと思ったのは1990年代後半であった。99年までシンガポールにいたが、40歳(1958年生)の時須坂市へ帰郷し、近隣のワイナリーの手伝いをしつつ研究していた。しかし、国内のワイナリーで研修しては、長い修業期間

を要するので、学理をきわめた教育を受けるために、オーストラリアのアデレード大学大学院で2年間、醸造学と葡萄学を学んだ。2年間須坂市内の農家で研修¹⁵をしたあと、畑を借りてぶどう作りを始めた。

ぶどうは3年目から収穫できるが、8年栽培して近隣のワイナリーで委託醸造してもらった。その製品は販売ルートもなかったので地元の酒屋・知り合いに販売したり、酒販の免許（通販）を取得して直に販売もした。良質のワインができたので、近隣の同業者からはワイナリーを設立するなら応援すると激励された。

8年目に農業生産法人という形で自分でワイナリーを立ち上げた。その建物と設備にかかった費用は約4900万円（当初注文した分。）とされたが、それでは納まらなかった。政策金融公庫のスーパーL資金を借用し、須坂商工会議所・市職員など、関心を寄せる地元の関係者からも出資を仰ぐことができた。こうして2011年10月から自ら醸造を始め、2012年実績では年産約2万5000本（750ミリ¹入）となった。（写真）



2、荒廃地の借入について

かつて、借地で巨峰を栽培していた者がおり、棚が朽ちたのを機会に廃業したのでそれをK氏が借りて、巨峰を抜根しワインぶどうを植え換えたのを手始めに、多くの遊休荒廃農地を借りた結果、現在、合計4²畝余の借地となっている¹⁶。

一方、ワイナリーはぶどう畑から6~7キロ¹離れた旧仁礼村亀倉に設立された。この場所の選定は①市街化区域からはずれているため手続きが短期間で済み（「用途変更」）、②上下水道が完備していたこと、③用地の賃借料が高い住宅地近辺を避けたことによる。ただそうした（経済的）要因とは別に、菅平高原に連なる景色のよいところに土地を確保で

きたことによって、将来、観光客が見込まれる点がポイントとなっている。

3、ぶどう園の経営

ぶどう畑10¹畝あたり通常1トンのぶどうが収穫されるが、同社の場合、750~850キロ¹である。この地はJA須高をはじめとして生食用ぶどうが盛んなところであるから、ワインぶどうの栽培を企図する者は少ないが¹⁷、ワイナリー近辺の農家から畑を借り受けてもらえないかという依頼が2~3件入ってくるようになった。

農業就業者の高齢化による、労働集約的な生食用ぶどう栽培から省力的加工用ぶどうへの切り替え、高齢者の（老木）改植意欲の低下、後継者難・担い手不足による耕作・栽培放棄（遊休農地化）が進みつつある。

ぶどう畑の維持管理は、K氏と社員3人の計4人でやっている。夏には草刈がある一方、真冬でも剪定の仕事がある。農業機械としては乗用モア（草刈機）、ビーパー、SS（スピードスプレー）などを所有しているが、農協からローンを借りて中古を調達したものである。

自社栽培している原料ぶどう（醸造必要量の半分に相当）の生産費は農薬代（病気対策）のみである。20か所の畑の管理に多大な時間を要し、とりわけ消毒のとき移動に時間がかかるため、SS3台と草刈機3台を備えている。化学肥料、殺虫剤を使わず、除草剤も使用しないため草刈りの手間が大きい。

ワインの醸造量からすれば、畑は現在のおよそ2倍ぐらいほしいが、実際問題、現有就業者では手が回らない。今の畑20か所から¹⁸40か所に拡大すると、4人では無理で、せいぜいあと数か所増やすと限界である。

そこで、ぶどうの委託生産という形態が考えられる。手間・人件費を勘案すれば、各農家が生産したものを買い取る方がはるかに容易である。今苦勞している草取りも農家の責任において処理してもらおう。つまり、生産必要量を増やすには、自社直営生産から委託生産へと移行することによって達成されるのである。この背後には、農地の分散錯圃状況が存在していることは明白である。

4、課題（販売先と従業者数）

販売は、インターネット上にオンラインショップ（楠ワイナリーウェブショップ）を開き、地元のレストラン、ホテル、旅館等から注文を受けているほか、酒屋にもおろしている。東京・名古屋・大阪に

も一部あるが、まだ販路は確立していない。今後、試食展示会に出品したり、業界のなかで商品名を売っていくことによって、認知されないと大手スーパーの扱いは難しい。さいわい、北信濃産の加工用ぶどうは業界のなかで注目されている。

ワイナリーが1つあるだけでも観光の目的地となりうると考えられる。北信濃にはK社のほかにワイナリーは3か所（小布施ワイナリー〈小布施町〉、高社ワイナリー〈中野市〉、サンクゼール〈飯綱町〉）あり、ワインリージョンになりつつある¹⁹。コンサートなどイベントをしたり、収穫会を催したりして共に存在感を高めていくことによって、観光客が北信濃のワイナリーに誘引できるよう努力をしている。

前述のように社長以外に社員3人（男子）と経理総務関係者1人（男子）、店舗を任せている女性（交代勤務）をあわせて10人以上になる。そのほか2013年秋から研修生を採用する予定になっている²⁰。いまのところ、従業員への支払い給料も十分ではなく、雇用数も多いとはいえないが、創業間もないため、本格的な地域貢献はこれからである。

Ⅲ 農商工連携と無臭にんにく生産

1、O社連携の背景・経緯

株式会社O社は1999（平成11）年2月、長野県須坂市において創業した。O氏（現63歳）の勤務していた企業（卸売市場）が、1989年以来、無臭にんにく事業に関わってきたが、同企業の経営方針転換（物流の簡素化）による事業撤退を契機に、同氏が無臭にんにく事業を継承し独立した。基盤事業の無臭にんにくはJA長野県経済連（現JA全農長野）との栽培契約により安定供給を図り、その販売は創業時から順調に推移してきた。しかし末端の農家の高齢化や農業からの離脱により年間の供給量が減少傾向にあったため、自社で無臭にんにく栽培を行うことになった。当時、株式会社の農業生産法人は法律で認められていなかったため、2004年11月、有限会社Nふぁーむ（社長・現58歳）をO社の無臭にんにく生産部門として設立し、長野県須坂市内に農地1㍊を借り受け、栽培に着手した。ところが、これらの農地は中山間地に位置していたため猿などの食害に会い、また扇状地のため石が多かったことにより、無臭にんにく栽培には適していなかった。

2005年になって隣接の中野市農政課に相談し、新規に圃場確保に向けた行動を開始し、新たに1㍊の拡大を行った。その後、現在は中野市内の西条地

区と長丘地区で計21㍊の圃場²¹ににんにくを栽培しているが、中野市内外分を合わせて30㍊にまで拡大することを目指している。ここで重要なことは、O社は中野地方の圃場整備済みの水田（30㍊区画）を借り受けて、上記2地区に栽培を集約し、機械の利用効率を高めていることである。

にんにくは例年10月に球根を植え、翌年の7月に収穫をする（収穫風景写真2枚）。年1回の収穫、年1回の収入であるため、失敗は許されない。これらを改善するため、Nふぁーむは、O社の生産部門という位置づけから脱し、独立して作目を農業全般に拡張し、年間を通じて安定した収入を得る事業に移行することとなった。



農商工連携事業認定に向けた作業は、これに移行する大きなきっかけとなった。新しい品種の（やや臭いのある）にんにく栽培は無臭にんにくと異なる市場への進出になる。また、にんにくは、何年か同じ畑で栽培し続けると、連作障害が発生するので、これを解消するためには畑を休耕にするか別の作物を栽培しなくてはならない。そのため小麦やじゃがいも、大豆の栽培を行っている。

〇社の生産部門としてスタートしたNふぁーむには販売を手がけるチャンネルが存在しなかったため、新しいにんにくの商品化を〇社と連携することで事業の発展を模索した。

じゃがいもをポテトチップスにして、それににんにくの粉をかけたところ「おいしい」ということだったので、商品化することになった²²。化学肥料や農薬を多用した（在来農法の）じゃがいもを原料とするスナック菓子メーカーとは違ったアイデア商品でなければいけない。

にんにくの皮むき・洗浄・箱詰め等を担当するNふぁーむ（社長・現58歳）²³の手を経て、同粉の製造を請け負うのが東京都内のM社である。ここに供給されたにんにくは供給量60トﾝ当たり12トﾝの加工粉末（フリーズドライ）となって〇社が受け取り、それを静岡県内の加工業者に製造委託して最終製品化している。

2、地域貢献

(1) にんにくの圃場は、中野市農政課の紹介によって農家から借り受けている。その面積は21畝におよび、すべて遊休・荒廃地だったものであり、再生利用されたことになる。これによって2009年（平成21）4月、中野市から遊休荒廃地復活大賞を受賞し、また2012年2月には長野県農業会議会長から遊休農地復活に寄与したとして表彰を受けた。

(2) Nふぁーむはにんにくを含めたすべての農作物について農薬・化学肥料を使用していない²⁴。このため圃場内は雑草が繁茂するため小規模な機械あるいは人海戦術によって除草作業を行っている。また収穫作業・収穫後の一次加工・播種作業には地域高齢者の援助が欠かせない。中野市および近郊の市町村から季節労働者約70人の雇用を実現しており²⁵、最高齢は80歳近い者もいる。さらに、市内の障害者施設からは10人程度、作業に参加している²⁶。

とかく農業は冬場の仕事がなく、年間を通じて雇用が難しいといわれるが、この商品開発によって11月まで農作業が持続する利点がある²⁷。

(3) 長野県は全国有数のきのこ産地であり、特にエノキだけは日本一の産地である。近年、エノキ氷などの商品化によってさらに需要が拡大しているが、栽培者は、これらの栽培の副産物として培地に使用した「おが屑」の処理に苦労している。とうもろこしの芯（おが屑の原材料）は3か月で完熟するが、熟成すると深刻な臭気を伴いつつも、優良な堆肥となる。2012年度は2トントラックで500台分、2500立方畝の「廃おが」処理に貢献した。

長野県には山間地が多い。周辺地域の農家はこれらの気象に適した農産物の選択には苦慮している。近年、猪や鹿などの食害も深刻で、これらの影響を受けにくいにんにくの栽培が注目されている。これらの要望を受け、飯山市木島平地区ではJA北信州みゆきを窓口にして無臭にんにく栽培協議会を、上水内郡小川村では農林開発公社を窓口と同協議会を設立した²⁸。これらには種子や出荷資材の無償供与のほか、全量買い上げを行うことで農家の安定収入確保に貢献できる。こうした方向が長野県の農産物としてのブランド化に向けたきっかけとなると考えている。

(4) 保温のためのマルチを張る必要があるが、距離にして合計108キロ畝（10a当たり800畝）にもなる。マルチ、資材関係は農家の個人負担だが、種は権利が移らないようにするために貸与としている。また出荷用のダンボールは無償提供とし、農家の負担を減らして進出しやすい環境をつくっている。農家も年齢等を考えると栽培する品目がなくて困っている中で、にんにく栽培は稲作や果樹栽培と時期が重ならないため、農家収入増にもつながっている。

(5) 農産物を市場に出荷すると価格が不安定で収入が変動するのに対して、生産する業者（Nふぁーむ）と販売する業者（〇社）が連携していることは有意義である。この場合、コストがある程度決まっていれば決まった価格で販売できるので、農家の収入は安定する。じゃがいものポテトチップス化は2012年から販売を始めて2万袋、13年は2万6000袋余となっている。

3、収穫量

連携前から〇社のにんにくの年間販売量はおおむね50トﾝを目安にしてきた。販売量に上下はあるものの市場が確定しているため大きな変化はなかった。しかし、近年の2年間（11、12年）は収穫量が天候異変のため落ち込んでしまった。無臭にんにくは全国で中野市のみの生産であるので、他所から取り寄せたり、代用ができない。他郡・他市での遠隔地栽培も天候異変の影響を避ける意味がある。したがって、各地域ごとの委託生産を通じて農家の責任において生産拡大をねらうとすれば、合理的な方法といえよう。

13年の収穫量の目標は62トﾝにして作付けした。14年度は農家に70トﾝの栽培を依頼していくという。

4、今後の課題

短期的、次年度の課題として、Nふぁーむは一般

的に漠然と農業に取り組むのではなく、収穫量の安定やコスト低減に向けた技術の数値管理を徹底し反映させることが要求される。

年々栽培量や面積が拡大することで、それに要する経費が大幅に増えている。資金調達には苦慮することも多い²⁹。金融機関から借りるにしても、翌年には2倍作付けをするから、2倍の借入金を要請しても無理である。したがって商品販売先の（中堅）企業の資金援助が重要となってくる。

ところで、にんにくは、ポテトチップスと健康食品に供されている。その二つの用途によって栽培するにんにくにも違いがあって、生産面で後者に対しては供給が十分でない環境のようである。中長期的視野に立って考えると、食料産業クラスター論からすれば、農業資源の産業間連携は、組む相手によって地域の付加価値に大きな差異をもたらす。現在の取引のあり方をたえず吟味して付加価値の高い新たな市場の確保に挑戦していく必要がある。

おわりに

農商工連携関連法にしても6次産業化法にしても施行されて高々数年を経過したに過ぎないが、同関連事業は遊休荒廃地の増加傾向を抑制しつつ、雇用労働力の創出、付加価値の造出、地域経済の活性化に貢献する方向にある。これは、地域の諸機関（事業所）が総力を上げてオリジナル製品を生み出そうとする食料産業クラスターの成果といえるが、そこには、農業生産費をいかに削減するか（補助金を当てにしているケースが多い）、どのような課題に直面しているかという視点が欠落あるいは希薄化してしまっている。それは、農工商連携の目指すところからすれば、直接関係ない領域かも知れない。本稿では2社を取り上げ、あえて、その操業年月の差異から農地利用のあり方の違い、方向性を探ろうとしたものである。

荒廃地の借地が分散していることは、労働生産性を阻害しているため、現有労働力に余裕がなく規模拡大の障害となっている。とりわけ、除草剤・化学肥料を用いない有機農業を前面に押し出し、安心安全を旨とする農業にとって除草作業は大きな負担となっている。

政府がもくろんでいる、TPPを目前にした大規模経営の育成はいまだ現実的なものになっていないなかで、ぶどう園の直営栽培には限界があり、より規模拡大を図るとすれば、農家に生産を委託する以外に方法はないだろう。農家に後継者不足と高齢化

が進んでいる今日、いずれは労働集約的な生食用ぶどう（巨峰等）生産から省力的な加工用ぶどう生産に切り替える農家も輩出すると予想される。

〇社は創業以来十余年を経過しているためもあって、農地の集約化（2か所）が比較的良好である。今後の栽培面積の増大に向けて中野市外における栽培協議会の役割（委託生産）が重要であり、注目される。

また、同社に関しては、ポテトチップスに加工される、やや臭いのあるにんにくと、健康食品として販売される無臭にんにくの生産割合も肝要である。卸・小売業からの前者に対する引き合いは大きいようであるが、より付加価値の高い無臭にんにく生産にシフトさせていき、加工・販売方法を再考するのが経営の方向ではないか。

注

(1) 2007年11月の「地方再生のための緊急プログラム」および「農林水産省・商業・工業等の産業間での連携（農商工連携）促進等による地域経済活性化のための取り組みについて」の策定を受けて、農商工等連携関連2法「農商工等連携促進法（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律）」と「企業立地促進法改正法（企業立地の促進等により地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律）」が2008年から施行された。（橘川武郎・篠崎恵美子『地域再生あなたが主役だ 農商工連携と雇用創出』日本経済評論社、2010年8月、51頁。）

この法律の趣旨に先んじるものとして、（2005年から）全国都道府県ごとに「食料産業クラスター協議会」が設けられた。この団体は、地域の食材、人材、技術等の資源を有効に結びつけることによって、各地の食品産業と農林業との連携を促進し、新たな相乗効果を生み出す産業・事業群の総称である。

なお、長野県の食料産業クラスターの実態については、食品需給研究センター研究員藤科智海「長野県における食料産業クラスターの条件分析（平成20年度現地調査結果）」ほか6論稿（食品需給研究センター編『食料産業クラスターの躍動』所収、2009年3月、76～100頁）がある。

続いて、2010年12月には、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（いわゆる6次産業化法）が制定され、政府はこの法律に基づき、6次産業化プランナーによる専門的アドバイス、交流会・技術研修など創業的なサポートを行う人材・体制の確保、農林漁業者等の新商品開発・販路開拓や国内外の市場の開拓等の取り組みなどの積極的な支援を行っている。（井上健二『地域の力が日本を変えるーコミュニティ再生と地域内循環型経済へー』学芸出版社、2011年、56～7頁。）

(2) 前掲『地域再生あなたが主役だ 農商工連携と雇用創

出』53頁。

現在は、「作ったものを売る」から「売れるものを作る」農業に変えていく経営者であることが農業にも求められている。(農政ジャーナリストの会編『農商工連携が地域を元気に』[日本農業の動き169]、農林統計協会、2010年1月、14頁。)

- (3) マイケル・E・ポーター『競争戦略論Ⅱ』ダイヤモンド社、1999年、67、86頁。(彼の早いころの著書としては『競争の戦略』ダイヤモンド社、1980年がある。)
- (4) 渡邊明「農商工連携に関する理論と実際」『都市経営』1号、2012年、81頁。
「中産間地域の自立と農商工連携による新たな価値の創造というテーマは、ようやく緒についたばかりである。」(関満博・松永桂子『中産間地域の『自立』と農商工連携』新評論、2009年、605頁。)
- 2010年ごろまで6次産業をめぐる本格的な議論はほとんどなされず、齊藤修教授の「地域内発型アグリビジネス論」が唯一の存在であった。(斎藤修「農商工連携をめぐる基本的課題と戦略」『フードシステム研究』第17巻1号、2010年、15頁。)
- クラスター研究は、いまだ論理的蓄積が少ない。(同上)
(業界雑誌『農業及び園芸』『現代農業』『商工会』『農業協同組合経営実務』『技術と普及』など)での紹介記事が大多数である。
- (5) 「先発企業の行動に対して多くの企業が追随し、熾烈な改善競争が続く同質的競争の時期があり、第2に、その限界が見られる段階で差別化競争のフェーズに移行して、新たな発展方向が多企業の多様な試みとして模索される時期になり」(宇田川勝・橋川武郎・新宅純次郎『日本の企業間競争』有斐閣、2000年、14頁。)
- (6) 県内の6次産業化を取り上げ紹介したものに、「県内で広がりを見せる六次産業化への取り組み」長野経済研究所『経済月報』2013年5月号所収、がある。
- (7) 県内ワイナリー26社が長野県ワイン協会を結成している。
- (8) 寫村彰禧『完全「国産」主義—食品メーカーのあるべき姿—』東洋経済新報社、2008年、53~55頁。「ワイン生産県内存在感」『信濃毎日新聞』2013年9月8日付も参照。
- (9) 県園芸畜産課資料による。
- (10) 県ものづくり振興課資料による。
- (11) 農水省『農業経営統計調査 野菜・果樹品目別統計』2007年公表、による。
- (12) 県農業技術課『平成21年農業経営指標』2009年6月、による。
- (13) 「後継者がいない農家が約半数を占めており、高齢化が進んでおります。」(須坂市農林課「須坂市食と農の基本計画」[計画期間：平成18年度~平成22年度]3頁。傍点は引用者。)
- (14) 2010年世界農林業センサス結果によれば、全国平均は10・6%であるのに対して、長野県の耕作放棄地割合は18・8%と高い。

- (15) 長野県全体で新規就農者(40歳未満)は2008年から増加し同年50人を数えたあと、2011年には73人となっている(県農村振興課資料)。一方、須坂市では2012年に3人、13年には1人の予定である(須坂市農林課資料)。新規就農者には150万円の助成金が出る。
- (16) 須坂市農業委員会が決めた賃借料を支払っている。また畑にはりんご果樹用灌水パイプが埋けてあり、ぶどうでは利用していないが、10[㍍]当たり2万円の使用料を支払っている。
- (17) これに対して、隣村高山村は村を挙げて加工用ぶどうの生産を奨励している。近い将来、村内にワイナリーを設けるようである。同村で注目されるのは、長野市内の中堅建設会社の子会社としてK農園株式会社、遊休農地8・5[㍍]を借り受けて2006年からぶどう栽培を始めたことである。とりわけ、集積された、まとまった農地であるため、採算性のよい低コスト栽培が可能となっている。同農園に関しては、高野豊『風と土のソムリエ』(オフィスエム、2009年、24~39頁)がある。高山村農政については、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」(2010年6月)の「作目別振興方向」参照。
- (18) 畑の借入地面積はおおよそ450[㍍]、その合計筆数は29筆、^{あざ}字数で13、^{おおあざ}大字数では7と、広範囲に点在している。
- (19) 長野県『信州ワインバレー構想』2013年5月、玉村豊男『千曲川ワインバレー新しい農業への視点』集英社新書、2013年3月、がある。
- (20) 政府は各都道府県に基金を造成し雇用の拡大を推進している。長野県では、厳しい雇用情勢を踏まえ、地域に根ざした安定的な雇用の受け皿づくりを行うため、起業後10年以内の企業や新事業の展開等に意欲を示す企業等を対象に、2013年9月から15年3月までの間実施される。この起業支援型地域雇用創造事業に沿って、須坂市が県に提案した事業(計画)が認められ、13年6月の須坂市議会でK社への委託料(1年間)として390万円が承認された。(『信濃毎日新聞』2013年6月7日付。)
- (21) 圃場の賃貸価格は10[㍍]当たり1万円で一般の相場よりも高いが、周辺(畦)の草刈と水路(堰)の清掃は地主負担となっている。耕作放棄地の場合は開墾費用の2分の1の助成が、遊休・荒廃地の場合、3年間にわたって合計7万2000円の助成がある。後者の制度は中野市特有のものである。
- (22) 収穫から選別までおこなってキロ60円のコストで引き取りたいが、それ以上になってしまった。電話で注文を受けて市中の店舗にはO社の女子事務員が配達している。
- (23) その下に、正社員1人(40歳代)、短期契約社員1人(20歳代)がいる。
- (24) 2011年に大手製菓会社(ポテトチップス製造)からじゃがいもの栽培依頼があったが、化学肥料、農薬を多用する手法であり、O社にとっては相容れないものであった。
- (25) 12年度の経験を踏まえて13年度から、労働基準監督署とも相談し、工賃仕事による歩合制度を導入すること

にした。

(26) 聴覚障害者、身体障害者、知的障害者、そのほか障害者施設から精神障害者などが参加する。

障害者の生活費は月 10 万円ぐらいかかる（長野市では月 3 万円で生活できるという。）のに対して、収入は障害年金が月 6 万円くらい。普通の仕事（作業）に出かけても、1 万円くらいしかもらえない。そこから昼食代を差し引かれると手取りは 2~3 千円。自分の生活費を賄える程度の収入をかなえてやりたい。（代表取締役 O 氏談）

(27) 2012 年に 1500 万円を投資してビニールハウスを作った。にんにくを乾燥したり、高額な資材を納めておいたが、冬場にはハウスの残りの半分を使ってきゅうりの栽培に取り組んでいる。有機農法・低農薬で栽培し、2 月から出荷したが、市場価格が高いため利益が出る。

合計 3000 万円の融資を受けて、ビニールハウスのほかに、65 馬力トラクター、除草機、肥料の散布機、フォークリフト、出荷用のコンテナを業者から購入した。

(28) 栽培委託農家戸数は合計 25 戸。農家の収入としては、

一般農作物の収益や O 社の許容する最大支払い金額を勘案して、10 ㎡当たり 40 万円（目標価格）を目途としている。（他社製品の）市場価格は一切価格設定の参考にはしていない。

(29) 農商工連携には国の支援があり、政府系金融機関からの融資が優遇されるといわれている。農商工連携事業の認定には膨大なマンパワーが必要で、同社の場合、プレゼンから認定まで通常の作業をしながら、2 人が掛かり切りになるような日々が 6 ヶ月以上続いた。また認定後であっても金融支援については、ハードルが高い。認定と金融機関の信認は別である。それゆえ、連携認定自体が、目に見える支援策が約束されない限り、画餅に帰すことになりかねない。

（長野県短期大学 多文化コミュニケーション学科
国際地域文化専攻）

（連絡先 〒 380-8525 長野県長野市三輪 8-49-7

TEL 026-234-1221 FAX 026-235-0026）

（平成 25 年 10 月 1 日受付、平成 25 年 11 月 25 日受理）

